

JR東海労ニュース

9条堅持!



山岡けんじ

No.1853

2013年7月6日

JR東海労働組合

憲法改悪阻止！ シリーズ ⑤

「公益・公の秩序」を口実に 国民の自由が剥奪される?!

現憲法は、国民の人権が保障されています。だからといって、何でも好き勝手なことが出来るわけではありません。これは、憲法12、13条などに「公共の福祉」という言葉で謳われています。つまり、反社会的なことは違反ということです。そして、これを基に思想、宗教活動、集会、結社（労働組合や市民団体等がこれに該当）、言論などの自由が保障されています。

『自民党憲法改正草案』は、「公共の福祉」を「公益及び公の秩序」に置き換えています。言い換えれば「国益及び治安」ということになるでしょう。そして、集会、結社、言論などの自由を保障した上で、「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない」（第21条）と制約をかけています。

具体例を出すと、政府が原発推進政策を決定すれば、脱原発のグループも集会もデモも認めない、ということになるのです。認めないということは、弾圧の対象ということです。このような人権無視の暗黒の時代になる可能性は十分あり得ます。

戦前の『大日本帝国憲法』には、第28条で「安寧秩序」という言葉が謳われていました。「公益及び公の秩序」と同じ意味です。これを根拠に、労働組合、市民団体、宗教団体、文化人、知識人、そして一般人までもが弾圧、場合によっては暗殺されてきたのです。もはや人権は存在しませんでした。

皆さん、同じ歴史を二度と繰り返してはなりません！

「脱原発」の集会に参加しただけでも、
弾圧の対象とされる暗黒時代突入の危険性!